

日本診療情報管理学会  
「利益相反(COI) マネージメントに関する指針」の細則

日本診療情報管理学会（以下、本学会と略す）は、「利益相反(COI) マネージメントに関する指針」を策定した。本学会員等の利益相反状態を公正に管理するために、「利益相反(COI) マネージメントに関する指針の細則」を次のとおり定める。

（申告の範囲）

第1条 申告する利益相反の範囲については以下に定める。

- (1) 本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事、評議員）、各種委員会の委員（以下、「役員等」と略す）は、就任時に、過去1年以内の利益相反を申告する。また、就任後新たに利益相反状態が発生した場合には、修正申告を行うものとする。
- (2) 本学会が発行する会誌の投稿者（すべての共著者を含む）は、当該論文に関わる利益相反を申告する。
- (3) 本学会が主催する学術大会等での講演者・発表者（筆頭演者のみ）は、当該発表に関わる利益相反を申告する。

（申告の方法）

第2条 申告の時期および方法については以下に定める。

- (1) 役員等は、就任時および就任後新たに利益相反状態が発生した場合に、別紙役員等のCOI申告書を理事会に提出する。
- (2) 論文投稿者は、投稿時に論文原稿とともに別紙論文投稿者のCOI申告書を学会事務局に提出する。
- (3) 学術大会等での講演者・発表者（筆頭演者のみ）は、演題登録時および発表時に定められた形式の中で別紙筆頭演者のCOI申告書を提出する。

（申告すべき項目）

第3条 申告すべき項目については以下に定める。

(1) 報酬額

企業や営利を目的とした団体の役員、顧問等の報酬額については、1つの企業・団体から年間100万円以上のものとする。

(2) 株式の利益

株の保有とその株式から得られる利益については、1つの企業の1年間の利益が100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有のものとする。

(3) 特許使用料

企業や営利を目的とした団体から特許使用料として支払われた報酬については、1つにつき年間100万円以上のものとする。

(4) 講演料等

企業や営利を目的とした団体から会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当または講演料等については、1つの企業・団体からの年間合計50万円以上のものとする。

(5) 原稿料

企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上のものとする。

(6) 研究費・助成金

企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上のものとする。

(7) 奨学（奨励）寄付

企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上のものとする。

(8) 寄付講座

企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座については、企業等からの寄付講座に所属している場合とする。

(9) その他の便宜供与

企業や営利を目的とした団体が提供するその他の便宜供与については、1つの企業・団体から年間 5 万円以上のものとする。

（COI 申告書の取扱い）

第 4 条 COI 申告書の取扱いについては以下に定める。

- (1) 本細則に基づいて提出された COI 申告書及びそこに開示された利益相反情報は、学会事務局において本学会理事長を管理責任者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。本学会は本情報を扱う事務職員を限定する。
- (2) 申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、倫理委員会の審議の後、理事会の承認を得て、当該利益相反情報のうち必要な範囲を本学会内部に開示あるいは社会へ公開する場合がある。
- (3) 申告された利益相反情報の保管期間は、役員等の任期終了後、論文掲載後、抄録掲載後、それぞれ 2 年間とし、その後は本学会理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会は当該利益相反情報の廃棄を保留できるものとする。

（指針の改正）

第 5 条 本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるために、定期的に見直しを行い、改正することができる。

（施行日）

第 6 条 本細則は 2014 年 9 月 11 日より施行する。